（申立て等の受理等に先行する資料の提出等の求め）

第10条　協会は、申立て等につき、申立て等を行う者が第６条の要件を満たしていることを確認するため、又は申立て等の対象となる協会員等若しくは申立て等の原因を特定するために必要な場合には、申立て等を行った者に対して、説明又は契約書その他の資料の提出を求めることができる。

（申立て等の受理）

第11条　協会は、申立て等が以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該申立て等を受理しなければならない。

⑴　申立て等が第６条の要件を満たしていない者によってなされた場合

⑵　申立て等の対象となる協会員等が特定されず、又は申立て等の原因が特定されない場合

⑶　申立て等をなした者が、第９条に基づき協会が別に定める個人情報等の取扱いに関する事項に同意しない場合

⑷　申立て等が不当な目的で又はみだりに行われたと認められる場合

⑸　現に協会において申立て等を受理し対応中の事案又は過去に協会において対応を完了した申立て等と同一の事案と認められる場合

（申立て等受理の通知）

第12条　協会は、申立て等を行った者に対し、申立て等を受理した場合にはその旨を、前条の規定により申立て等を受理しないこととした場合には、その旨及びその理由を、書面で通知しなければならない。ただし、口頭で申立て等がなされた場合において、直ちに受理又は不受理の決定を行い、かつその旨（不受理の場合にはその理由を含む。）を告知するとともに、告知内容を第８条第２項の記録書に記載した場合には、書面による通知を省略することができる。

（申立て等の不受理に対する不服申立て）

第13条　申立て等を行った者は、申立て等の不受理の決定に対し、不服申立てをすることができる。

２　不服申立ては、申立て等を行った相談窓口を経由して苦情処理委員会に対し、第12条の通知を受けた日から90日以内に書面を提出して行うものとする。

３　前項の不服申立てを受理した相談窓口が相談センターと協議の上不服申立てに理由があると認める場合には、苦情処理委員会の決定を待たずに申立て等を受理する決定をしなければならない。

４　苦情処理委員会は、不服申立てに理由があると認める場合には、相談窓口に申立て等の受理を命じなければならない。不服申立てに理由がないと認める場合には、不服申立てを却下するとともに、第12条に準じて不服申立てを行った者に対して通知をしなければならない。

（申立て等の取下げ）

第14条　申立て等を行った者は、いつでも、別に定める様式による書面を協会に提出することにより、申立て等を取り下げることができる。

２　申立て等の取下げがあったときは、協会はその旨を記録するとともに、当該申立て等につき申立て等の相手方である協会員（以下、「相手方協会員」という。）又は協会員以外の貸金業を営む者に対して通知を行っている場合には、この者に対して取下げの事実を通知するものとする。

（申立て等の費用）

第15条　申立て等に係る費用は無償とする。ただし、申立て等を行った者の支弁した交通費、通信費、文書作成費は、申立て等を行った者の負担とする。

２　協会は、申立て等の処理を完了した場合といえども、これらに関連し、申立て等を行った者又はその関係者から、手数料その他名目の如何を問わず、金銭その他の経済的報酬を受けてはならない。

（申立て等を行おうとする者への協力）

第16条　協会は、申立て等を行おうとする者に対し、申立て等の手続その他関連する事項につき助言し、又はその者の申立書等の作成を支援するなどして、申立て等を阻害することがないよう必要かつ適切な協力を行わなければならない。

第２節　相談窓口における業務

（苦情の申立てを受理した場合の対応）

第17条　相談窓口は、苦情の申立てを受理した場合には、遅滞なく当該申立ての内容を、関連する資料とともに相談センターに送付しなければならない。ただし、当該申立ての内容が簡易であり、高度な専門的知識を必要としない案件であることが明らかな場合には、自らこれを処理することができる。

２　前項ただし書きの場合には、相談窓口は申立人から苦情に係る事情を聞き取り、必要な助言を行うとともに、当該苦情の相手方協会員に対して、苦情の内容を通知し、迅速な処理を求めなければならない。

（協力の要請を受理した場合の対応）

第18条　相談窓口は、協力の要請を受理した場合には、遅滞なく、当該要請のあった事案につき所管する行政庁又は管轄を有する捜査機関に対して、当該要請の内容及び関連する資料を送付して通報するとともに、要請を申し出た者に対して必要な助言、説明を行うものとする。

（相談の申し出への対応）

第19条　相談窓口は、相談の申し出を受理した場合には、第２項の場合を除き、遅滞なく当該申し出の内容を関連する資料とともに相談センターに送付しなければならない。ただし、当該申し出が簡易なものである場合には相談窓口において助言等を行い対応することができる。

２　相談窓口は、債務相談の申し出につき、借入れ若しくは返済に関する相談又は助言その他の支援を適正かつ確実に実施することができると認められる団体を紹介することが適切と判断される場合又は相談の申し出をした者が当該団体による解決を明示的に希望した場合には、相談センターに送付せず、当該団体に該当するものとして苦情処理委員会が指定する団体を紹介する。

３　相談窓口は、債務相談の申し出に対し、専ら当該申し出に係る債務者又は保証人（以下、「債務相談対象者」という。）の利益に鑑み、法的整理の必要性、消費生活若しくは経済生活に関するカウンセリングその他の助力の必要性を考慮して対応しなければならず、協会員の債権回収の利益を考慮してはならない。

４　相談窓口は、相談の申し出をなした者又は債務相談対象者に対し、必要に応じて貸付自粛制度を案内することとする。

第３節　相談センターにおける業務

（業務）

第20条　相談センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

⑴　申立てられた苦情の解決

⑵　相談への対応又は助言その他の支援の実施

⑶　苦情処理委員会による苦情処理業務及び相談対応業務の補佐

⑷　苦情の処理又は相談への対応等に関連する事項について、理事会又は自主規制会議が必要と認めた事項

⑸　前各号に付随する事項

（協会員への通知）

第21条　相談センターは、相談窓口から苦情の申立ての送付を受けた場合は、遅滞なく相手方協会員に対し、当該苦情の内容を通知し、苦情内容に関する調査及びこれに対する相手方協会員の対応方法の検討を求めなければならない。

２　相手方協会員は、前項の調査及び検討の求めにつき、30日以内に書面で回答するよう努めなければならない。

（苦情の解決）

第22条　相談センターは、苦情の解決のため、別に協会が定めるところに従い、申立人及び相手方協会員に対し、説明、助言を行い又は申立人と相手方等との意見等の取り次ぎを行うものとする。

２　相談センターは、第20条第１号、第２号の業務を行うに当たっては、苦情処理委員会と適宜連絡を図るものとする。

３　苦情処理委員会は、相談センターの業務に関し、苦情の迅速かつ適正な処理を図るために必要な調査、助言等を行うものとする。

４　相談センターは、相手方協会員の違法性が明白な案件については、遅滞なく苦情処理委員会に付議するものとする。苦情の内容が複雑かつ難解であり、相談センターにおいて解決することが困難と判断される案件についても同様とする。

（苦情処理の打ち切り）

第23条　相談センターは、苦情処理中の案件が次の各号の一に該当するときは、その苦情処理を打ち切ることができる。

⑴　当事者が苦情処理中の案件について訴訟の提起、支払督促の申立て、民事調停の申立てその他の法的手続の申立てをなしたとき

⑵　苦情処理を行うに適当でない事実が認められたとき

⑶　当事者間に苦情の解決のための合意が成立する見込みがないと認められたとき

２　相談センターは、苦情処理の打ち切りを決定した場合には、その旨及びその理由を当事者に通知するものとする。

３　苦情処理の打ち切りの決定に対しては、苦情申立人又は相手方協会員は、苦情処理委員会における再審査を申し立てることができる。